ＪＡ静岡厚生連遠州病院年報誌　投稿規定

１．投稿資格

１）本誌への投稿は原則としてＪＡ静岡厚生連遠州病院職員に限る．

２．投稿の種類

１）原著・症例報告・総説・その他

① 様式は和文または英文で，題名，所属名，著者名，要旨（和文400字以内，英文250words以内），Key word（３語以内），本文，文献，図表の順に記述する．

② 原著は原則として和文12,000字（英文3,750words相当）以内、症例報告は和文8,000字（英文2,500words相当）以内とする．（図表は10枚以内とする．）
なお，和文の場合，題名，要旨を英文でも添付することが望ましい．

③ しばしば繰り返される語は略語を用いて差支えないが，初出のときは完全な用語を用い，以下に略語を使用することを明記する．
（例）肝細胞癌（hepatocellular carcinoma以下，HCC と略記）．

④ 図表は本文中に挿入箇所を明記し，下に説明を和文または英文で加える．図表，写真はデータで提出する．

⑤ 論文の採否は，年報委員会委員長，査読者２名が決定する．

⑥ 校正は原則として著者が行う．

⑦ 誌名略式は医学中央雑誌刊行会編「医学中央雑誌収載誌目録略名表」および「Index Medicus」に準ずる．

⑧ 文献は本文中に肩付きした引用番号順に配列する．著者名は３名まで明記し，それ以上は「ほか」または「et al.」とする．

⑨ 文献の記載順序
雑誌の場合
・吉村学，前田義春，奥田聖介ほか：末期に悪性高血圧症の像を呈した進行性全身性強皮症の1例．最新医学　37：592-596，1978
・Nagao T, Inoue S, Yoshimi F et al. :Postoperative recurrence of hepatocelluiar carcinoma. AnnSurg 211:28-33, 1990
単行本の場合
・中村恭一，喜納勇：消化管の病理と生検組織診断．医学書院，東京：149-153、1980

２）倫理

① 症例報告など患者情報の記載のある論文については，患者のプライバシー保護に十分配慮し，患者が特定されないよう留意しなければならない．

② 投稿者および共著者は，ヒトを対象とした研究について世界医師会総会で採択されたヘルシンキ宣言（1964年制定，2013年10月改正）を遵守し，以下の指針に則したものでなければならない．
ａ．ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号（平成25年４月１日全面改正）
ｂ．人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第３号）
ｃ．症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（外科関連学会協議会・平成16年４月６日，平成21年12月２日一部改正）

③ 動物を扱った研究は実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号）に基づいた各施設のガイドラインに則して行われたものでなければならない．

④ 論文の投稿者は，投稿に際して論文にその旨を記載し，必要な場合には実施機関の倫理委員会等の承認を得ている

Presented by Medical*Online

ことを記載する.

⑤　以上，この宣言における事実誤認または虚偽や過失により掲載された論文に対する訴えがあった場合，年報委員会は一切の責めを負わない.

3）利益相反

①　論文の投稿者および共著者に利益相反（Conflict of Interest:COI）がある場合には開示が必要となる．投稿に際して下記執筆要項に則してCOI状態を報告する．なお，投稿者および共著者が開示する義務のあるCOI状態は，投稿内容に関連する企業や団体に関わるもので，投稿時から遡って過去１年以内のものに限定する.

4）転載許諾に関して

①　他所の刊行物の図・表，および画像，文書などの全部または一部，もしくは改変引用するときは，原則として著作権規程に照らした引用許可が必要であるため，投稿者が事前に出版社（発行者）および著者から転載許諾を得ること.

3．論文査読

1）査読者

①　査読者は１論文につき２名とする.

②　査読者の氏名は公表しない.

2）査読

①　査読はできるだけ掲載することを念頭に行う．ただし，論文の種類に見合う最低限の条件に満たさないものは掲載できない.

3）査読者の決定

①　事務局は論文を受付けた日に，年報委員会委員長へ査読候補者の選定を依頼する.

②　年報委員会委員長は，２名査読候補者を推薦し，本人の了解を得て査読者を決定し事務局へ報告する.

4）修正論文の確認

①　査読者による修正論文の確認が必要な場合は，修正論文に「指摘事項に対する著者の回答」を添付して事務局経由で査読者に確認を依頼する.

②　事務局は「指摘事項に対する著者の回答」を元に論文が正しく修正されているかを確認する.

③　加筆修正する場合は，訂正した箇所の文字色を変えるなどして訂正した箇所を明確にする.

5）査読証明書

①　著者の希望がある場合は年報委員会委員長名で発行する.

4．附則

1）この規程は平成29年６月１日から施行する.

2）医学中央雑誌刊行会登録.

Presented by Medical*Online